

Business
Report
No.1904

ゆびすい 経営レポート

今月のトピック

Part 1

キャッシュレス決済のポイント還元
個別店舗は5%、コンビニ等は2%

今月のトピック

Part 2

Q、定款とは、こういった働きをするものですか。



信頼と安心、そして未来へ…
YUBISUI

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／株式会社 ゆびすいコンサルティング

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

☎ 0120-640-171

詳しくは中面をご覧ください!! ▶▶

OPEN
ここを開いてください!

今月のトピック
Part 1

キャッシュレス決済のポイント還元 個別店舗は5%、コンビニ等は2%

政府は、本年10月1日の消費増税に伴い、需要平準化対策として、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引を支援する。

キャッシュレス・消費者還元事業は、10月1日の消費税率引上げ後2020年6月末までの9カ月間について、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、個別店舗については5%、コンビニなどのフランチャイズチェーン加盟店等については2%を消費者に還元する。

幅広く中小・小規模事業者を対象とするが、(1)社会通念上不適切と考えられる者(風俗店等)、(2)換金性の高い取引(商品券、プリペイドカード等)、(3)別途の需要平準化対策が講じられる取引(住宅、自動車)、(4)一部の消費税非課税取引がその取引の太宗を占めると考えられる者(医療機関等)は対象外となる予定。

キャッシュレス決済の手段は、クレジットカードを始め電子マネー、QRコードなど幅広く対象となる。

事業に参加する決済事業者は、中小・小規模事業者に課す加盟店手数料を3.25%以下にしておく必要がある。

中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入する際に、必要な端末等導入費用の1/3を決済事業者が負担することを前提に、残りの2/3を国が補助する。したがって、中小・小規模事業者の自己負担はない。



税理士の目

東京事業部 川西慶治

政府は、キャッシュレス・消費者還元事業以外にも、複数税率対応に向けたレジ機器等の導入費用を補助する支援制度(軽減税率対策補助金)も発表しています。2019年10月1日の消費税率引き上げに向けて、補助金の活用等も含め、今一度、事前にこういった準備が必要か確認しておくとい良いでしょう。



グループ企業だからこそ提供できる完全経営サポート

充実の完全ワンストップ

創業70年を超える信頼と実績

250名を超える専門スタッフ

主要都市を網羅する全国展開

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／株式会社 ゆびすいコンサルティング

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

TEL: 0120-640-171

Mail: kigyo-info@yubisui.co.jp

Q、定款とは、こういった働きをするものですか。

A、株式会社の仕組みや運営方法についてはまず法令(会社法や施行令)によって定められています。

ただし、その法令は絶対的なものではなく、会社の自治を尊重し、会社がある程度自由に決定しそれを定款に定めることができるようになっています。

そしてこの定款は一度決定されたら会社にとっては、国の憲法に相当するくらい重要なものとなり、会社は法令と定款の定めにしたがって運営されなければなりません。



定款への記載事項

定款には基本的に記載しなければならない事項があります。これを絶対的記載事項といい、会社法では5つの事項に定められています。

- | | |
|----------|------------------------|
| ① 会社の目的 | ④ 設立時に出資される財産の価額、その最低額 |
| ② 会社の商号 | ⑤ 発起人の氏名、住所 |
| ③ 本店の所在地 | |

この5つの事項を記載しないと定款を登記できません。

さらに、相対的記載事項(定款に記載しないとその内容の法的効力が生じない事項)、任意的記載事項などがあります。

相対的記載事項

相対的記載事項とは、定款に記載しないとその内容の法的効力が生じない事項をいいます。

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ① 現物出資 | ⑤ 取締役や会計参与・監査役などを置く旨 |
| ② 財産引受 | ⑥ 役員の任期の伸長 |
| ③ 設立費用 | ⑦ 役員の責任の限定に関する定め |
| ④ 設立時の取締役や監査役、代表取締役の氏名 | ⑧ 株主総会の招集期間の短縮 他 |

任意的記載事項

定款に記載してもしなくてもいい事項をいいます。

相対的記載事項のように法的効力がありませんが、定款に書いておけば、会社の内容が明確になったり、株主への周知もできるので会社運営がスムーズになります。

- | | |
|---------------|--------------------|
| ① 定時株主総会の招集時期 | ③ 株主総会の議長 |
| ② 取締役・監査役の数 | ④ 営業年度(決算)に関する規定 他 |

司法書士の目

司法書士 堂馬理恵子

会社の目的や役員の任期等の会社の仕組みや運営方法に関する定款の規定は、その時々の実態・方針に合わせて随時変更が必要になります。定款の内容を変更するには、議決権の過半数を有する株主が出席した株主総会において、出席株主の議決権の3分の2以上の同意を得る必要があります。株主の承認を得て定款の内容を変更したら、その都度その内容を反映した定款を作成して保管しておきましょう。また、定款の内容の変更箇所が登記事項である場合には、変更登記手続が必要になります。変更登記手続は、変更の効力が発生した日から原則2週間以内にする必要があります。

ゆびすいは、契約前の「相性マッチングサービス」をお勧めしています

契約までに何をするの？

- ☒ お客様のニーズをヒアリングにてご確認致します
- ☒ 過去の決算分析からお客様の会社の強み、弱みを把握し、ご説明致します
- ☒ これからの企業経営についてご提案致します

これらの業務を通じて、ゆびすいの担当者との相性をご確認頂きます。

ご親族、お知り合いの方などで、 「お困りの方」は、いらっしゃいませんか？

企業経営、税金、起業、不動産、相続、人事労務、その他あらゆる疑問、お悩みを

税理士	社会保険労務士	司法書士
公認会計士	中小企業診断士	ファイナンシャルプランナー

など、各分野の専門家がご相談に応じます。

----- お気軽にご連絡、ご紹介下さい。 -----

ご親族、
お知り合いの方が...

- 『独立開業』を考えている。
- 『相続』について、税金・財産分割・生前贈与・遺言・名義の変更などで悩んでいる。
- 『不動産や株』などの売却、購入をした、又は考えているが、税金や名義変更についてアドバイスが欲しい。
- 商売を営んでいるが、節税、財務、人事労務、その他経営に関する『質の高いアドバイスをしてくれる専門家』を探している。

etc...

ご紹介、無料相談の流れ

- 1 まずはお電話、又は直接弊社スタッフに相談者様についてお伝え下さい。
0120-640-171（月～金 9:00～17:00）
↓
- 2 弊社スタッフが相談者様にお電話、メール等にてご連絡差し上げます。
※ ご相談者様が直接弊社にご連絡いただいても構いません。その際はご紹介者様のお名前をお伝え下さい。
↓
- 3 お電話、又はご来社いただき相談者様の疑問について対応いたします。（初回相談60分無料）
※ ご相談の日時はお客様のご都合に合わせ、柔軟に対応いたします。
また、お客様のご都合によりお客様のもとへ直接お伺いすることも可能です。
↓
- 4 無料相談後、有料サービスのご依頼がある場合には、お見積りをさせていただきます。
↓
- 5 お見積りを検討していただき、ご納得いただければ正式に契約成立となります。
高品質なサービスを誠実に提供することをお約束いたします。

よくあるご質問

- Q. 相談者は売上もまだ少ない個人事業者ですが、紹介してもよいのですか？
- A. 是非ご紹介下さい。弊社のお客様は個人商店から上場企業様まで多岐にわたります。小規模な個人事業者のお客様もたくさんいらっしゃいますのでご安心下さい。
- Q. 相談者に現在契約している税理士がいるのですが、無料相談は可能ですか？
- A. 可能です。通常の税務相談や申告書作成については現在ご契約されている税理士に依頼し、その他顧問税理士に相談しにくい案件について弊社にご相談いただければと思います。是非一度お問い合わせ下さい。

ご紹介いただきましたお客様は、ゆびすいグループが責任をもってお手伝いをさせていただきます。

初回60分相談無料

TEL : 0120-640-171